

## 市立・私立認定こども園における費用比較資料

～市財政負担の観点からみる、整備費（建設費）及び運営費について～

本資料の目的は、拠点施設の体制整備など市全体の教育保育の質向上や子ども・子育て支援を一層充実させるために、民間活力の導入により生み出される財源を充当していくことについて検証するための参考とするものです。

本資料は、認定こども園の整備（建設費）及び運営にあたって、どの程度市の財政負担に影響があるか、大まかな傾向をつかむものであるため、実際の整備費・運営費とは金額が乖離する場合があります。

## 1. 各費用の比較（川西北こども園整備をモデルとして試算）

## (1) 整備費用の試算

| 民設の場合                 |          | 公設の場合         |          |
|-----------------------|----------|---------------|----------|
|                       | (円)      |               | (円)      |
| 総事業費(a)               | 6億800万   | 総事業費          | 財源内訳     |
| 交付基準額                 | 5億9,100万 | 推定交付税<br>+補助等 | 一般財源(d)  |
| 国負担(b)                | 3億4,500万 | 6億800万        | 3億4,500万 |
| 市負担(c)                | 9,900万   |               | 2億6,300万 |
| 事業者負担                 | 1億4,800万 |               |          |
| 事業者実質負担額<br>(a)-(b+c) | 1億6,400万 |               |          |

市の実質負担額の差(d-c)  
1億6,400万円

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

⇒ 試算の結果、市立こども園を整備する場合は、私立こども園を整備する場合と比較して、概ね2.6倍の費用がかかる見込みとなります。

## (2) 運営費用の試算

| 民間認定こども園      |           |           |               | (円)          |
|---------------|-----------|-----------|---------------|--------------|
| 1人1ヶ月あたりの額(a) | 保護者負担額(b) | 国・県負担額(c) | 市負担額(a)-(b+c) | 市負担額:施設年間(A) |
| 104,298       | 9,218     | 68,692    | 26,388        | 56,998,080   |

  

| 市立認定こども園      |           |                   |               | (円)          |
|---------------|-----------|-------------------|---------------|--------------|
| 1人1ヶ月あたりの額(d) | 保護者負担額(e) | 推定交付税<br>+補助等額(f) | 市負担額(d)-(e+f) | 市負担額:施設年間(B) |
| 121,052       | 9,218     | 68,692            | 43,142        | 93,186,720   |

市の実質負担額の差(B-A)  
約3,610万円

⇒ 市立認定こども園を運営する場合は、私立認定こども園を運営する場合と比較して概ね1.6~3倍の費用がかかる見込みとなります。

－民間施設の運営費について－

国の制度（施設型給付等）により、市の確認を受けた民間施設に対して、財政支援が保障されています。

施設型給付等は、国の基準により算定した費用の額（公定価格）から利用者負担を控除した額となります。

※公定価格は、子ども一人あたりの教育・保育に通常要する費用を基に算定されており、「認定区分」、「保育必要量」等を勘案して算定されています。

## 2. 費用算出にあたっての前提条件等

### (整備費)

- ・「市立川西北こども園」(R4度開設)の定員（1号100人、2・3号80人）及び整備費用を基準としています。
- ・ 民設の場合、「就学前教育・保育施設整備交付金」の交付対象となり、交付基準額（補助対象となる上限額）及び負担割合（国・市・事業者）が定められています。
- ・ 公設の場合、地方交付税については、歳入上的一般財源として計上されており、使途の特定は困難であるため、「推定交付税+補助等額」については、民設整備の場合の「国負担額」の数字と同額が歳入されているものとみなして、算出しています。

### (運営費)

- ・ 市立、私立認定こども園それぞれの総事業費と入所延人数から算出しています。（令和4年度決算審査資料より）
- ・ 「保護者負担額」については、市立・私立認定こども園の保護者負担金平均額を算出しています。
- ・ 地方交付税については、整備費と同様の考え方で算出しています。